

大阪公立大学における施設・設備の内部質保証に関する方針

2023年2月16日

施設管理委員会

1 趣旨

本方針は、「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」（以下「内部質保証方針」という。）に基づき、施設・設備を担当する推進責任者（以下「推進責任者」という。）が実施する内部質保証に関し、必要な事項を定める。

2 自己点検・評価の実施

推進責任者は、大阪公立大学施設管理委員会（以下「委員会」という。）において、施設・設備に関する内部質保証を推進するため、「大阪公立大学大学評価基本方針」（以下「評価基本方針」という。）及び「大阪公立大学自己点検・評価実施要項」（以下「自己点検実施要項」という。）に基づき、概ね3年ごとに自己点検・評価を行う（内部質保証方針の4（1））。また、その前提として、内部質保証方針の4（2）に基づき、施設・設備の状況について恒常的かつ継続的に点検・評価を実施する。

3 自己点検・評価の内容

概ね3年ごとに実施する自己点検・評価は、自己点検実施要項に基づき実施する。

4 点検・評価の項目

内部質保証の推進のため恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- （1）施設・設備の整備状況
- （2）施設・設備の安全性の状況
- （3）上記のほか、委員会が必要と認めた事項を点検・評価の項目として加えることができる。

5 点検・評価の実施方法

推進責任者は、施設・設備を管理する担当課等が保有する各種情報を活用するほか、必要に応じて関係者から施設・設備に関する意見を聴取するものとする（関係者からの意見聴取は別表1のとおり実施する）。あわせて、法人評価、教員活動点検・評価等の学内の他の評価及び第三者評価の結果を自己点検・評価及びその前提として恒常的かつ継続的に実施する点検・評価に活用する。

6 点検・評価基準

恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の基準は、次のとおりとする。

- (1) 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること。
- (2) 施設における耐震化について、耐震基準を満たしていること。
- (3) 施設のバリアフリー化について、障がいのある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていること。
- (4) 外灯や防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮がなされていること。
- (5) 関係者からの意見聴取の結果に基づく改善が行われていること。

7 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 恒常的かつ継続的な点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合、評価基本方針及び「大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針」に基づき、推進責任者は、その措置について検討を行い、改善方策及びスケジュールを策定する。策定した改善方策等を大阪公立大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）に報告する。
- (2) 推進責任者は、大阪公立大学内部質保証会議より要請を受けた改善計画を実施し、大学評価委員会に改善の実施状況を報告する。

附 則

この方針は、2023年4月1日より施行する。

別表1「関係者からの意見聴取手順」

調査名称	対象	時期・頻度	実施組織	内容	方法
学生への意見照会	在学生	3年に1回以上	事務局企画部施設課 医学部・附属病院事務局施設課	学習環境の改善及びキャンパスライフの向上に関する事項など	アンケート調査
教員・職員への意見照会	教員・職員	毎年度	事務局企画部施設課 医学部・附属病院事務局施設課	教育研究環境・執務環境の向上に関する事項など	営繕要望照会（予算要求とりまとめ）